

平成26年第3回美祢市議会定例会会議録（その5）

平成26年9月30日（火曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局 企画員	野尻登志枝	議係	

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略 局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	西田良平	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道 事業局長	松野哲治	総務部 総務課長	大野義昭
総務部 財政課長	白井栄次	会計管理者	久保 毅
総合観光部 観光総務課長	繁田 誠	総合観光部 観光振興課長	綿谷敦朗
上下水道事業局 管理業務課長	三戸昌子	上下水道事業局 施設課長	矢田部繁範
教育長	永富康文	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	三好輝廣	消防長	阿野一俊
美東総合支所長	倉重郁二	秋芳総合支所長	奥田源良

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第5号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 去る、9月22日の本会議において、美祢市の未来を考える女性の会からの申し入れを全議員に配付いたしました。

その際、竹岡議員よりこの申し入れに記載の内容調査について私に質問をされ、議会運営委員長と相談の上、決定したいとお答えをしましたので、その結果について申し上げます。

調査の方法については、竹岡議員が言われたとおり、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例に規定されております。この第4条第1項に、市民は議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは、有権者の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者が、これを証する資料を添付して、議長に対して調査請求をすることができるのが1点であります。

また、同条第2項には、議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは、これを証する資料を添付して、議員2名以上の連署をもって、議長に対して調査、請求することができるとされております。

つきましては、この2つの規定により調査請求が提出されれば、本条例に基づき調査することになります。なお、配付いたしました申し入れにもありますように、市議会は本来、本市の未来を見据え、市民の皆様に夢と希望・誇りが持てるまちづくりを推進するため、自由闊達な議論が求められております。

また、市民の皆様の福祉の向上やまちづくりに対する具体的な施策を最終的に決定する、尊厳のある議会でなくてはなりません。このことは、多くの市民の方が思われていることではないでしょうか。

恐らく、美祢市の未来を考える女性の会は、このようなことを思い、申し入れをされたのではないのでしょうか。

さらに、議員は公選で選ばれた公人として、公私を問わず、その言動については

特段に配慮をしなくてはならないということを重ねて申し上げます。

なお、先般も申し上げましたが、開かれた議会の一環として美祢市議会基本条例に基づき、各種団体との意見交換会を今後開催したいと考えておりますので、議員の皆様のお協力をお願いいたします。この際一はい、竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 先だつての本会議場で、9月22日の本会議において、議長が全員に申し入れ書と申しますか、美祢市の未来を考える女性の会からの申し入れ書を配付されました。

そのとき十分読む間がなかったんですが、その後ゆっくり読ませていただきました。

1番、2番につきましては、これは私どもも真摯に受けてですね、申し入れのとおりに、今後努力していかなくちゃいけないと、このように思っております。

しかしながら、3番目につきましては、これはまあ、どなたかなというふうに思っておりましたが、昨晚、議会改革の特別委員会の放映がございまして、見させていただきました。

私、残念ながらその会議には遅刻をいたしました。遅刻届けにも書いておきましたように、伊佐地区の敬老会がちょうど前日に準備をするということで、そのほうに行っておりまして遅れてまいりまして、残念ながら議論の中に加わることはできませんでした。

しかしながら、きのう見せていただいた中でですね、いや、これは私のことだろうということで坪井議員さんの発言がございました。

この文書には、「成り下がったな」と書いてあります。こんな言葉を、もし発せられたならば、こらまあゆゆしき問題だなというふうに思っておりましたが、坪井議員さんはそんなことは言っていないと、こういうふうにおっしゃいました。

御本人が言われるんですから、どちらが正しいかわかりません、私たちには。

しかしながら、議長は今後こうした団体の皆さんとも意見交換並びに対話集会等やられるという御意志でございまして、その真偽についてはそのときにわかるだろうというふうに思います。

しかしながら、政治倫理条例の中にもありますように、疑わしき行為をとるなどということが基本になってます。その辺で、私はですね、きのう見せていただきましたが、MYTが傍聴席を写したのが悪いとかおっしゃったんですが、どこに規定が

あるのかなあというふうに思いました。傍聴されている方が、なぜ私たちを写したのという抗議があれば別だと思うんですが、あのちょっと論点が違ってたんじゃないかなあという気がいたしました。

それから、もう一つは、言った言わないの世界だということで、文書にも代表者の名前がないということで、三好議員がどなたの原稿を読まれたか知りません。階段の話を、僕は市民室で言われたんかなあと思ったら、階段の途中だとおっしゃったんです。三好議員も、原稿では階段で書いてあったようです。階段と、読まれました。はあ、もうすぐ、即原稿を打たれたんかなあというふうな気がしました。

それから、もう1点はですね、誰かの議員に相談したんじゃないかということで、あら、きょう河本議員いらっしやいませんね。河本議員がそれに対して、反論されておりましたが、まあ、そういう、もし議員が携わっておったらこれも大きな問題だなというふうに私は思いました。

しかしながら、これは単なる三好さんが平素、市民からそういう相談いろんなことを受けるから、受けられたんじゃないかというぐらいの程度のだったんで、訂正されましたんで、ああ、なるほどと聞かせていただきました。

しかしながら、最後に品性に欠けるこの行為は議会人としてあるまじき行為だと断固抗議いたしますとこう書いてあります。私も真摯に受けとめていく所存ではありますが、せつかくの議会改革の特別委員会をつくって、今、やっておるわけでありますので、ぜひその席です、真偽のほど明らかにしていただきますことをお願いを申し上げます、意見といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、三好議員。

○8番（三好睦子君） あの、今の竹岡議員さんのお言葉ですが、階段ていうのはですね、私は例えばの話をしたのであって、事実は何か2階と3階に上がるあの辺りの階段だったようですが、私が例えに言ったのは、そこの3階に上がるころの階段で例えて言ったんです。この階段上がれますかとか言った場合に、このぐらい上がれるわよ。なにさとか思う気持ちと、前に暗いし急な階段だから大丈夫ですかっていう意味とがあつたでしょうから、前段がないので誤解されて、その言葉の解釈によって違うんだということを説明したのであって、別に誰かの原稿を読んだようなとか、原稿を読んだ、確か、原稿を読まれたとか言いましたけど、私は何かおっ

ちょこちょいですし、至らんことも言うので、なるべくなら原稿にしようと思って言うんですけど、それでも、ちょうど、あれもありますけど、原稿は自分で書きました。別に、人の原稿を読んだわけではありません。

それと、議員に相談していることは、訂正されましたとかいう、議員の相談があったといった確証を言ったのではありません。なかったのではないかなという意味で、自分も相談を受けるからそういうことがあったのではないかっていった意味で、何も議員に相談があったのではといった確証で言ったわけではないといったことは、はっきりと申し上げております。と、私の弁解です。事実を言いました。

○議長（秋山哲朗君） はい、坪井議員。

○3番（坪井康男君） 先ほどの竹岡議員さんの発言の中で、1点を除いては全て今後調査されるということなんで、何も私申し上げません。1点だけ、この場でですね、きちんと御説明をしておきたいと思います。

それはですね、MYTさんが6月の26日とそれから9月1日、いずれもですね、議長さんがその、これ何ですか演壇ですかね、演壇でお話になったときに、6月26日はね、6回ぐらい、真つすぐ、あの皆さんが特定できるように写してますよ。あの席を、5回。これはね、あの、写すの勝手じゃないかと、こういう御意見があるかと思いますが、これ間違ってますよ。あの、憲法違反の疑いがあるんですよ。

申し上げます。憲法ね、第13条にね、こういうのがあるんですよ。すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。これ、条文を読んだだけではですね、何のことかさっぱりわかりません。で、この問題については今までね、随分凡例がたくさんあるんです。

結論だけ言いますとね、この議会中継はですね、あくまでもこの議会の議論を中継するのが目的ですよ、MYTさん。別に傍聴席を写すのが目的ではないんですよ。で、写したって構わないんですが、あの今何人ですか。十何人ですか。皆さんにはそれぞれね、肖像権っていうのがあるんですよ。それ勝手に写されたらね、肖像権の侵害になりますよ。

それで、じゃあ事前にですね、この十数人の方がね、じゃあ写して結構ですよ、逆に大いに写してくださいよと言われた場合は、格別問題がないと思います。だったら、その場合は、この前、事務局長に聞きました、事務局に。同意書とかなんと

か、出しておられませんよ。

従いましてね、あの写された方はクレームがつけなくてもですよ。同意書なければ写すということ、やっぱりね、肖像権の侵害です。

凡例を、三つほど読みます。

1 番目、これは昭和44年12月24日の最高裁大法廷の凡例です。個人の私生活の自由として、何人も承諾なしにみだりに容貌、姿態を撮影されない自由を有し、これを肖像権と称するかどうかは別として、警察官が正当な理由なく個人の容貌等を撮影することは、本条の趣旨に反し許されないが、現に犯罪が行われ、もしくは行われた後間がないと認められる場合で、証拠保全の必要性、緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときには、警察官による撮影は許容されると。

これ、具体的な訴訟になった例ですから警察官のことが書いてあります。一般的には、みだりに撮っちゃいけないんですよ。最近、いろんなテレビで事件の放映がされます。たまたま映った人モザイクかかっていますよね。あれは文字なんかもモザイクかけてありますよ。よく注意して皆さんご覧になってください。これなんですよ、これは何でそうするかというと、これに関するからです。

で、そういうことは放送倫理規定というのがございましてね、マスコミ、ああ、放送ですね。これ書いてありますよ。

それからもうひとつ凡例を、別の凡例を読みます。2番目です。

自動速度監視装置、普通これオービスっていってますよね。高速道路なんかにありますね。運転者の容貌の写真撮影は…。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員、坪井議員。あの、自由闊達な討論をなされないということですね、あの…。

○3番（坪井康男君） で、また発言を制限されるんですか。

○議長（秋山哲朗君） 結構なんですけども、今、それが何か問題になっているんですか。上が写ったということ。

○3番（坪井康男君） 問題にしたじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） いや、問題になってるんですか。

○3番（坪井康男君） 先ほど、竹岡さんおっしゃったじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） いや、それはあくまでも坪井議員が問題にしておられるんで

すか。

○3番（坪井康男君） 違います。竹岡さんがさっき言われたじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） いやいや、坪井議員が、この、上が写ったということを問題にしておられるんですかと言っている。

○3番（坪井康男君） 私が問題にしているんじゃない。憲法に反するからそれを指摘しています。

○議長（秋山哲朗君） それをどうされようとするんですか。

○3番（坪井康男君） はい。

○議長（秋山哲朗君） どうされようとするんですか。憲法に違反してるからどうされようとするんですかと聞いている。

○3番（坪井康男君） どうされるってどういう意味ですか。

○議長（秋山哲朗君） はい、憲法に違反しているから写したほうをどうする、どうされるっていうんです。

○3番（坪井康男君） あのね、議長さん。それ、あなたおかしいですよ。

○議長（秋山哲朗君） いや、そうです。あなたいつも私におかしいって言っている。もう、慣れましたけども。

○3番（坪井康男君） 勝手にね。本来、このMYTの目的はですよ。

○議長（秋山哲朗君） いやだから、一般の市民の方から、それ写ったから何か問題があったというふうなことを。

○3番（坪井康男君） 違います。そうじゃありません。

○議長（秋山哲朗君） そうじゃないんですか。

○3番（坪井康男君） そうじゃない。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと、なら、論点が……。

○3番（坪井康男君） 私が、今、申し上げてるじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） はい、ならあの……。

○3番（坪井康男君） 承諾書を出してない場合には、無断に撮ってはいかんと。放送倫理規定……。

○議長（秋山哲朗君） すみません、例を挙げるのは結構ですけども、短く整理してください。

○3番（坪井康男君） 要するに、憲法に違反してます。

○議長（秋山哲朗君） はい、それでどうされるんですか。

○3番（坪井康男君） 従いまして、それからもう一つね、こちらの団体の方、私どういう団体かわかりません。それをね、5回も何回もね、写されてますよ、MYTさん。

それで、嚴重にMYTに抗議いたしましたら、これいけないことしましたと、私、謝罪いただきましたよ。

議長さん、聞いておられますか。

○議長（秋山哲朗君） いや、ちょっと待ってください。今ちょっと、話してましたから。どうぞどうぞ。

○3番（坪井康男君） 後ろのなんかあるんですか。私語はやめてください。今、私が発言しているんですから。いや、圧力かけたって、言ってないですもんね。おかしいですよ。冷静にやりますよ。じゃあ次、読ませてもらいます。

要するにね、オービスによる運転者の容貌の写真撮影は、現に速度違反が行われている場合に、犯罪の性質態様からいって、緊急に証拠保全する必要がある、その方法を一般的に許容される限度を超えない相当なものであるから、同乗者の容貌を撮影することになっても本条に違反しないとかね、非常に厳密なね、凡例があるんですよ。

従ってね、写すの勝手じゃないかっていうお話、皆さんそう思っておられるんですかね。これ、大変な間違いですよ。ですから、先ほど、竹岡さんおっしゃったことの中で、1点だけと申し上げたのはこのことを申し上げるんです。そのようなことは、調査会にお任せすればいいんであって、ということで申し上げました。

憲法違反ということをMYTさん、やったんですよ、いいですか。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） いや、ちょっと待ってくださいよ。今、調査会っていうのは、また調査するんですか。（「さっき言うたやない」と呼ぶ者あり）いや、だから、例えば市民の方、議員の2名の連署っていうことですから、なら、議員のほうから調査するというのは出るということですか。（「知りませんよ。あなたが」と呼ぶ者あり）いや、そりゃもうそうですよ、そこに書いてありますから。

そうですか、わかりました。はい、竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） はい、すみません。

私はですね、きのうのMYTを見させていただいて、感じたことを申し上げました。その中で、MYTさんが傍聴席を写したということに対して、坪井議員さんが今もおっしゃったんですが、確かにね、御本人が何かクレームつけられたら別ですがね。

じゃあMYTさんは、イベント、この間のランタン祭り大盛況だったですよ。そのときでも、皆写すんですよ風景は、じゃあ、それがだめなんかということになると、一切物事は、報道はできませんよ。

ただ、おっしゃったように刑法で何かこの事件を起こして、そしてその捕まった人がおって、その横にも関連した人がおられたらまずいで、誤解されたらまずいで、あれはモザイクかけてるだけであってですね。

ちょっと、坪井議員さんのおっしゃるのは、問題点のすりかえではないかと私はこういうふうに思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） はい、坪井議員。

○3番（坪井康男君） 問題点をすりかえているつもりはありません。

そもそも、MYTさん、今もね、写しておられますけど、なぜMYTさんがこの場面を写されるかという、議会の審議の模様をですよ、市民にお知らせをすると、その目的で来ておりますよね。で、どういう方が傍聴されるか、されないか、それはMYTさん、これを放映される目的でしょうか。

かつてね、私が傍聴席からですね、上から何かこうあれしたら、威嚇したという議員さんがおられましたね。で、私が議長からね、頼むから退席してくれって言われましたよ。で、私はそれをあれしました。で、そのときね、これはっきり言いますよ。竹岡議員さんは、あの傍聴の申込用紙を事務局で御覧になったんですよ。これ、誰でも、事務局長さんにお伺いしますが、傍聴に来てみえた方の氏名、見せてねって言ったら誰でも見せられるんですか、お答えください。

○議長（秋山哲朗君） 今日来ておられるですね、傍聴人の方は、女性の未来を考える会の方で、20名の方が来ておられます。はい、坪井議員。

○3番（坪井康男君） そういうことをお伺いしてません。

今、石田事務局長にですよ、あそこで申込書書くようになってますよね。書かれたのをですよ、書いたらすぐ持っていかれますよ、事務局の方が。第三者が絶対に、

今日誰が来てるかなあと見れんことになってますよ。

○議長（秋山哲朗君） 今、ここの論議の中でですね、そういったこと事務局長に聞くことができますね、僕は必要ないと思いますよ。

○3番（坪井康男君） それじゃあ、議長に聞きます。それ、開示していいんですか。

○議長（秋山哲朗君） はい、これ、私は見てません。

○3番（坪井康男君） 議長さん、もう少し親切に丁寧に言ってくださいよ。

なんで私一人だけがね、傍聴して来られる方が、あなた一生懸命擁護されるけど、私は、何でそんなに竹岡さんとあなたから抗議されにやいかんのですか。おかしいじゃないですか。不公平ですよ。公平じゃないですよ。

○議長（秋山哲朗君） あなたはですね、この前、私に言われた言葉の中に、傍聴席を議長が勝手に撮らせたというふうに発言されましたよね。

○3番（坪井康男君） いえいえ、言ってません。言ってません。

どうしてですか、私、ちゃんとビデオ見てますよ。

○議長（秋山哲朗君） いや、ビデオ……。

○3番（坪井康男君） どこの、どの席ですか。

○議長（秋山哲朗君） 私と、今、荒山議員とあの岡山議員……。

○3番（坪井康男君） そんなね、裏方の話をあなた暴露されるんですか。おかしいですよ。議長さんの見識を、私疑いますよ。

○議長（秋山哲朗君） そうですか。

○3番（坪井康男君） 裏方の話じゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） 申し訳ないですね。

○3番（坪井康男君） しかもね、私がああとき申し上げたのは、先にね、詭弁もあれもない、文書配付しとって、その後ですよ。事実関係をあなたは確かめない。あべこべじゃないですかと……。

○議長（秋山哲朗君） そのことについて、私の見解は、今日、述べたとおりでありますけども、もう一度述べましょうか。

○3番（坪井康男君） どうぞ、読んでみてください。

○議長（秋山哲朗君） あくまでもですね、この申し入れ書。僕はこの抗議文というふうに、重大なことだと思っておる抗議文です。これはですね、会議規則等を書いてないんですよ。西岡議員も、今、三好議員もきょう言われましたけども、本来陳

情請願がとか、確かにそういう手続きもあろうと思います。これ、申し入れ書、抗議文ですよ。だから、私の裁量権でやったというわけです。

重大なことですよ。本当に市民の方がですね、申し入れされたんですよ。議会しっかりしいや、美祢市議会もっとしっかりせいや、ということがですね、この一文に書いてあるんですよ。1番目に。なんで、そこをですね、厳粛に受けとめんのですか。

私が2回も頭を下げたから、いかにも事実関係を認めた。そうじゃないでしょ。一般の市民の方が厳重に申し入れされたんですよ。そして、その方たちは非常に不快な思いをされたんですよ。なんで、そこがあなたわからんのですか。

どうぞ。

○3番（坪井康男君） 美祢市の未来を考える女性の会の皆様方が、記名も捺印もない書類を持ってこられて、一生懸命、議会おかしいよって説かれたと。だから、私は受け付けたと議長はおっしゃいました。

そもそも、署名、記名もない文書というのは、通常は怪文書と言うんですよ。

○議長（秋山哲朗君） あなたがいつも言うね、会議規則云々、それがどこに書いてあるんです。

○3番（坪井康男君） 今私が発言していますよ。

○議長（秋山哲朗君） いや、どこに書いてある。あんたいつも言われるじゃないですか。

○3番（坪井康男君） 名前がないんですよ。

○議長（秋山哲朗君） いや、それが、申し入れ書の規程っちゅうのはないんですよ。

○3番（坪井康男君） 名前がないってことを…。

○議長（秋山哲朗君） いや、申し入れ書はこういう文書でなければいけないっていう規程がないんですよ。

○3番（坪井康男君） 名前がないってことを言っている。

○議長（秋山哲朗君） いや、そうじゃないです。

○3番（坪井康男君） 何を言っているんですか。

○議長（秋山哲朗君） だから、申し入れ書、抗議文と重大なことだと思ったから私の裁量で受け付たんですよ。

○3番（坪井康男君） 議長さんね、今これ、市民の皆さん見ておられますよ。

○議長（秋山哲朗君） 見てますよ。

○3番（坪井康男君） いやいや、あなたあまりにも一方的じゃないですか。議長の職権をね、やっぱり無理やりあれしてね、私を抑えつけようとされる。これはおかしいじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） お言葉をお返ししますがけれども、あなたはいつもそうじゃないですか。法律に基づいて物を言ってるじゃないですか。

○3番（坪井康男君） 言ってますよ。

○議長（秋山哲朗君） なら、申し入れ書のことについては、どこにそういった文書があります。こういう様式でなければいけない。どこにあります。

○3番（坪井康男君） そんなこと言ってないじゃないですか。申し入れ書だから、当然名前がない、代表者の名前がないといけないんじゃないですかと、きわめてプリミティブなことを申し上げてるんですよ。

○議長（秋山哲朗君） どこにあるんです、書いて。どこに書いてあります。

○3番（坪井康男君） 議長さん、そんな、あなたはね、形式、いやしくもですよ、美祿市の…。

○議長（秋山哲朗君） いや、あなたがいつも言うておられることをそのまま、私は返してます。

○3番（坪井康男君） 違います。名前を、代表者の名前もない文書をですよ、受け付けるっていうのは、極めて、私は議長として不見識だと思います。

○議長（秋山哲朗君） それは、あなたの思いだけです。

○3番（坪井康男君） こんな議論延々とやるんですか。今日は、そういう目的じゃないじゃないですか。そもそもね、この議会何のためにあるんですか。

今日は決算審査のね、最終日ですよ。こんなことを議論する場じゃないでしょう、そもそも。

○議長（秋山哲朗君） 常々、私が申しておるとおりです。先ほども申し上げました。

○3番（坪井康男君） 違います。だけど、竹岡さんおっしゃいました、何の脈絡もないことをですよ。

今日の、審査の目的と関係ないじゃないですか。（「ちょっと、二人が立ち話かね」と呼ぶ者あり）というようなことをね、おっしゃるんですよ。不規則発言されます。

私は今、正当に発言しているんですよ。何で問題かっていう。他のことはいいですよ。他に書いてあることも、これ、事実と反すること書いてありますけどね。そのこと私申し上げません。これね、MYTさんが、もともと写すべきじゃないのに写しちゃったということの問題にしてたんですよ。しかもそれが、憲法違反の疑いがあるということをおっしゃっているんですよ。

これ以上、もう申し上げません。言ってもね、また何か引っかかってですよ、私がさらに、また罰を食らいますからやめますから。それだけ申し上げておきます。そのようなことは、審査請求が出たら粛々とおやりになればいいんです。今のようなお話なら、議長さん、誰か出すのかと、審査請求。そりゃあおかしいじゃないですか。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） いや、私はあくまでも二通りの方法がありますよ、それが出てきたときに私は対処しますというふうに発言したと思います。よろしいですか。

この際、市長より発言の申し出がありましたので、許可をいたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

○市長（村田弘司君） 皆さん、おはようございます。

随分、議論が沸騰しておったようですけれども、ちょっと、美祿市民にね、明るい気持ちになってもらえるような報告をさせていただきたいと思います。

御承知でしょうけれども、美祿ランタンナイトフェスティバル。この土曜日に開催されました。行かれましたか、議員の方々。行かれました。あら、行っておられん議員がたくさんいらっしゃるんですね。

市を挙げて、市の青年会議所を中心として民間の方々が一生懸命努力をした、美祿市、新市に美祿市になりまして、民間の方々が初めて取り組まれた大きなフェスティバルですよ。そういうところに、市議会議員の方、どうか行っていただきたいと思います。マスコミ等でも随分流れました。実に、2万人の方々が当日、市内外から来られました。

先の議会で、三好議員のほうから、美東・秋芳・美祿地域の垣根が深くなって、取り返しのつかないところまで来るといふような発言もありましたけれども、この美祿ランタンナイトフェスティバルは、青年会議所、これは美祿地域・美東地域・秋芳地域の方々、若い方々が中心となって、そしてその他いろんな団体・企業

が一体となられまして、民間の力でこれをやられました。

その結果として、市内外、特に市外からたくさんの方々が来られました、美祢線に乗られて帰られた方もたくさんいらっしゃいました。長門、山陽小野田、宇部、下関、山口、遠くは北九州からも来ておられました。

この美祢をですね、発信をしていく。どうか、明るい美祢。自信を持てる美祢。誇りを持てる美祢。そういうふうになりたいという思いをもって、旧1市2町と言われてますけれども、今は一体としての美祢市です。その若い方を中心に、本当に一生懸命やられた。その結果として、これほどの素晴らしい美祢市を発信できたとして、私は市長として本当に心より誇りに思うと同時に、やってきていただいた方に心より感謝をいたしたいと思います。

先ほどから、皆様方の御意見を御議論を聞いておりましたけれども、どうかですね、市民の方々は美祢市に希望を持ちたいんですよ。恐らくきょうも、傍聴にたくさんの方が来ていらっしゃいます。傍聴に来ておられる方々を、写したらいけないじゃないかという憲法違反という話もありましたけれども、この美祢市議会がどういふ議論をしておられるかということ、本当に肌で感じたいという思いを持って私は市民の方々が来ておられるんだろうというふうに思います。その行為がいけないんじゃないかと思われる議員がおられるんであったら、それは市民の代表といえるだろうかということをおしながら聞いておりました。

いいですか、これ昨日の山口新聞ですよ。大きく半ページを使って、日台の絆、色鮮やかということを出ております。他の新聞、読売、朝日、毎日、その他すべてのマスコミにも取り上げておられましたし、テレビ等でも取り上げていただいとりました。本当に、この美祢市が素晴らしいところであると、そして日本全国に先駆けて外国の台湾と絆を深めて、これほどのことを成し遂げる力が美祢市の市民の方々にあるということをお示しができたということは、素晴らしいじゃないですか。

そのことを、市議会の方々は御自分のこととして実感をしていただきたいし、今後ですね、議会としてどうすれば美祢市の未来を見ることができるといふ、前向きな議論を、どうかお願いをしたいというふうに切に思います。

これは報告ということですので、このランタンナイトフェスティバルをやられた本当、方々に心より感謝をすると同時に、市民の方々にこれほど素晴らしいものができたということです。

来年以降ですね、さらに規模を大きくしてやっていきたい。経済効果もですね、美東の道の駅、それから秋芳の商店街の方々、皆ここに来られたんですよ。夕方6時にはみな商品がなくなった。それぐらいのたくさんの方が来られたんですよ。この近辺の飲食店街、いっぱい。それから、この辺のスーパー、売り場がみな空になった。それぐらいの効果があったという、美祢線もいっぱい。

いいですか、そのことを、民間の方々が美祢市のために一生懸命やっておられるんですよ。市民の代表としての皆さん方も矜持をもって、議論をしていただきたいと、切にお願いを重ねて報告とさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、馬屋原眞一議員、高木法生議員を指名いたします。

日程第2、議案第17号平成25年度美祢市一般会計決算の認定についてから、日程第9、議案第24号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてまでを、会議規則第35号の規定により一括議題といたします。

本件に関し、特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 高木法生君 登壇〕

○決算審査特別委員長（高木法生君） ただいまより、決算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

先の本会議におきまして本委員会に付託されました、平成25年度の一般会計決算及び特別会計決算の認定にかかる議案8件について、去る9月24日、25日の2日間にわたり、審査をいたしましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、本委員会では、付託された8議案がそれぞれに関連がありますことから、9月24日は一般会計決算の審査を、また9月25日には7つの特別会計決算の審査と総括審議を行いました。

各決算の概要や係数等については、既に決算書、主要施策成果報告書及び監査委員による審査意見書等において詳細に示されておりますことから、本委員長報告では割愛させていただきます。

ここでは、採決の前に村田市長出席のもと総括審議を行っておりますので、その審議内容につきまして、要約して御報告申し上げます。

委員より、一般社団法人美祢市観光協会は、本市観光振興の中核的役割を担っているものと思うが、現状の運営については補助金や業務委託料など本市への依存率が高い。このような状況において、同観光協会の要職である専務理事が退任されたと聞くが、今後の人的体制をどのように整備するお考えかとの問いに対し、市長より、美祢市観光協会は出発して間もない団体です。今後大きな力を振るっていただくためには、まだまだ行政の支援が必要だと考えています。人的体制については、新たな人事配置を行う必要があると考えていますが、今後観光協会内部において人選されることと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、秋芳洞をはじめとする本市観光施設の入場者が減少しているため、観光客等の市内消費を得る方策を講じる必要があると考えている。観光を含めた全体的な視点から、市長の長期的戦略と具体的戦術についてお伺いしたいとの問いに対し、市長より、現在本市では台湾や韓国からの観光誘客に取り組み、外国人観光客数が5年前の10倍になるという成果を上げています。今後の戦略としては、さらに多くの外国人観光客を導き入れるための取り組みを実施するとともに、6次産業化の推進を図り、さらにジオパークなども絡めることにより、観光産業の裾野の広さを生かし、地域への経済効果につなげていきたいと考えています。また、具体的戦術については、ターゲットの絞り込みなどいろいろ検討していますが、議会サイドからも美祢市の未来のために意見や力添えをいただきたいと思いますとの答弁がありました。

また、委員より、本市においては基金が合併当時に比べ倍増し、さらに観光事業特別会計の繰越欠損金や市債も減少するなど、財政状況は堅調である。合併算定替による交付税の減額を控え、市長は今後どのように財政をコントロールされるおつもりかとの問いに対し、市長より、現在の財政状況は健全堅調に推移しています。これは、合併算定替の効果がなくなることを見越し、市民の皆様の御理解をいただきながら財政規律を保ち、やってきた結果です。今後も財政コントロールについては、さらに力を入れていきますとの答弁がありました。

次に、委員より、美東地域では学校給食調理場の統合に対する反対の声や、総合支所の組織体制に関する苦情、また水道水の軟水化が実現されないことなどについて

て、悲観的な意見が出ています。これに対する市長のお考えをお伺いしたいとの問いに対し、市長より、学校給食調理場の統合については、本市の将来の財政負担を考慮の上、総合計画に基づき実施しているものです。従って、統合しなかった場合、本市の財政規律に影響し、大事な子供さんたちを支え、育てる環境が保てなくなることにつながることも御理解いただきたいと思います。また、水道水の軟水化については、非常に大きなコストが必要であり、そのコストは水道料金に跳ね返ります。そのため、きわめて慎重に作業を進めているところですのでとの答弁がありました。

2日間にわたる審議の後、9月25日に各議員の採決を行い、議案第17号平成25年度美祢市一般会計決算の認定について、議案第18号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第23号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定について、及び議案第24号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定については、賛成多数により原案のとおり認定されました。

また、議案第19号平成25年度美祢市観光事業特別会計決算の認定について、議案第20号平成25年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定について、議案第21号平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について、及び議案第22号平成25年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定されました。

以上、本特別委員会に付託されました議案8件につきましての、委員長報告を終わります。

〔決算審査特別委員長 高木法生君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 決算審査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、決算審査特別委員長の報告を終わります。

この際、議会改革推進特別委員会が開催されておりますことから、委員長報告を求めます。議会改革推進特別委員長。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 登壇〕

○議会改革推進特別委員長（荒山光広君） ただいまより、議会改革推進特別委員会の委員長報告を申し上げます。去る9月26日に委員会を開き協議をいたしましたので、その協議の経過について御報告申し上げます。去る9月10日に、議員定数

の適正化に関する事項及び議会改革推進に対する事項の2つ分科会が開催されました。

まず、議員定数の適正化に関する事項について、座長より協議の経過について資料を添付の上報告がありました。これに対し、委員より、定数を削減し過ぎると議会審議能力に影響する。また、地域の皆さんの声が届きにくくなるとの意見や、全国的にも同じ規模の市の状況からみて、削減もやむを得ないと考えている。しかし、少子高齢化等問題は山積みであり、もっと若い人たちも議会に出てこられる環境づくりが必要である。そのためには、子育て世代が議員として活動できるだけの生活の保障が十分ある報酬、政務活動費の充実など、さらなる議員の身分保障が図られるべきであるとの意見が出ました。

また、この意見に関連して、この特別委員会を機に報酬審議会を開いていただくよう議会から市長へ要望してほしいとの意見がありました。

次に、議会改革推進に関する事項について、座長より協議の経過について資料添付の上、報告がありました。委員より、政務活動費について、美祢市は月額4,500円で金額が低い。議員活動のための各資料の収集、調査、研究のために政務活動費の増額が必要ではないかとの意見が出ました。

続いて委員より、分科会の中で美祢市議会の議員としてのモラル、品位等について話し合われたかとの問いに対し、座長より、モラルについての議論はしていないが、資質の問題で市民の負託に応えられる議員活動をしているかなど、議員の意識改革についての意見は出ているとの答弁がありました。

続きまして、その他の意見として、議会に提出される文書の取り扱いについて複数の発言がありましたが、内容については割愛させていただきます。

今後開かれる2つの分科会において、当日いただいた意見も取り入れて議論を深めていただくように、それぞれの座長にお願いをして委員会を閉じました。

以上、本特別委員会につきましての委員長報告を終わります。

〔議会改革推進特別委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 議会改革推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、議会改革推進特別委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第17号平成25年度美祢市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この一般会計決算に反対です。以下、意見を述べます。

2つの病院の存続や地域交通のエリアの拡大など、評価できる事業もあります。しかし、合併して6年目ですが、1市2町の一体感を感じられず、行政サービスについて地域間の格差を感じます。市長さんは学校給食について市内の子供が同じ給食を食べることも合併後の一体感の一つだと言われましたが、これは一体感とは言えません。人件費を削減された行政改革だと思います。市民の切実の要求は受けとめられず、夢、希望どころか市民、美祢市民であることの誇りさえ失ってしまいそうです。

市政5周年事業が行われましたが、負担は低くサービスは高くそして市民の安全・安心の確保とうたわれたことには程遠く、市民にはむなしく映ったのではないのでしょうか。市民の願い、暮らしに寄り添った市政であることを求めて意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 私は賛成の立場から意見申し上げます。

今、三好議員が合併後の一体感の話をされたんですが、私は決算委員会の時も若干申し上げたと思いますが、徐々に一体感は醸成しつつあるというふうに評価いたしております。

それから、給食の問題は、これは私また意見が大きく異なるんですが、将来的にはぜひ一本化、全市を一本化したほうが良いという意見なんです。それは、子供たちが全く同じ食事を食べることができる。味も皆一緒です。個々につくるわけじゃないんですから。従って、一本化することによっての財政効率を上げると、子供たち相手ですから財政効率だけを考えるのは何かと思いますけど、しかしながら統一した給食を配布できると、今は輸送も、保温も冷温もみなきちんとできております。従って、十分対応できるんじゃないかというきがいたします。

それから、財政面でございますけど、合併後市税が平成20年度の合併当時の決算から比較しますと1億3,800万減収なんです。まあ、しかしながら滞納税も

一生懸命頑張られて過去、これも決算委員会で申し上げましたが、高い数値でいわゆる回収をやられたということについても大きく評価したいとこのように思っております。

それから、企業的にちょっとこの財政を見てみますと、将来払わなくちゃいけない金額が相当あったんです。いわゆる商売でいえば約束手形です。これが実に5億7,000万減ってるわけです。それからもう一つは、観光の繰越欠損金、これも努力されまして十二億九千何ぼですから、約13億円も解消されたと、それからさらに基金、まあいわゆる貯金です、これも合併後25億円もふやしたんです。倍増したんです。大変厳しい財政の中でよくぞここまでと思うんですが、まあ合併当時から三、四年は赤字になるだろうという財政計画を組まざる得なかった、それをもとにしながらよくぞここまでやってこられた、しかも市債、いわゆる借入金です。これも土地開発公社の三セク負債がまああの中に入ってきましたから、5億ふえてるんですが、三セク債が確か18億近くあったと思います。それを引きますとやっぱ12億ぐらい減されたんです。従って、そうした経費を今までに図りながら財政コントロールされてきて赤字を解消したり、約束手形を減したり、あるいは繰越欠損金を解消してきたり、貯金をふやしたりというような財政をやってこられた。これは市長得意な財政通でございしますが、職員の皆さんも一丸となって取り組まれたということを大きく評価したいと思います。

最後になりますけど、この議会が済みますと、今度は27年度予算の編成に入られるだろうと思うんですね、さらなる市長以下執行部の皆さんの一団の努力をもって、市民が安全・安心で暮らせる美祢市づくりに御努力いただきますことを祈念申し上げます、賛成意見といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定され

ました。

日程第3、議案第18号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この国保会計について意見を述べます。

国保加入世帯の多くの方かたは農業者、無職、非正規雇用で働く人たちで高い国保税は重い負担となっています。国保税を引き下げて国保税をかけやすくし、誰もが安心して医療にかかることができるよう、その制度にするべきだと意見を述べて、今回のこの25年度決算に反対いたします。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） それでは、平成25年度の美祢市国民健康保険事業特別会計決算につきまして賛成の立場から意見を申し上げさせていただきます。

国民健康保険制度を取り巻く環境は加速するこの高齢化、そして医療費の増財、市税に比べてこの収納率、頑張っているといっても、この市税と比べたならば収納率はまだまだちょっと低いなど、こういった影響を受け、美祢市のみならず全国的に厳しい状況に追い込まれているということも現実としてあります。

この特別会計における財政状況においては、被保険者からのこの税収を初めとするこの収入だけでは必要とする国民健康保険給付費などの支払いができず、実質的収支は毎年度大きな赤字状態となっていることを私たちは認識していかなければならないということでもあります。

しかしながら、全国的にはこの国民健康保険特別会計において被保険者からの今申し上げた国民健康保険税と今度は財政の円滑的な運営を図ることを目的に積み立てられた基金とそして一般会計からの法定外繰入金を充てることによって初めてこの平成25年度国民健康保険特別会計は黒字化となっていることを、私たちはしっかりとこの認識していかなければならないということでもあります。

美祢市における平成25年度の国民健康保険特別会計は、国保税のこの引き上げや、前期高齢者65歳から74歳まで、このところの交付金が2億円程度このたび歳入として入ってきたために、この基金の取り崩しはしなくて済んだ状況があります。

いつも、毎回懲りずに反対論をしているこの三好議員は、この負担に耐えられな

い市民が多いから国保税の値下げをと言われる。こういったことに対して、この所得に応じた負担軽減措置もあり、支払いの困難な方には分納制度も活用できます。

2年前にこの職を失って、子供さんが大学に行って苦しい、どうしても国保税の支払いができないから何とかしてくださいと、こういった相談も私個人的に受けました。そういったことでその方と市民課、そして収納課の担当者としっかりと話し合っただけでも、この分納制度があるということでもしっかりとこれを活用して、そして何とか今現在は再就職もできたということで、この国保税を今大変ながらきちっと払っていただいております。こういったところのもの、やっぱりしっかりと責任を自ら果していくことも重要であるということでもあります。そして、国民健康保険給付費支払いの基金のこの円滑的な運営を図ることを目的に積み立てられるこの基金を取り崩して、国保税を安くするべきとまた言われておりますけれども、まさにこれは国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の収支報告を理解してないことを証明しているように私には思えてなりません。

平成25年度にこの国保税の平成20年4月、この合併以来、国保税の引き上げはずっとありませんでしたけれども、この平成25年度にはこの国保税の引き上げが行われたということは、皆様も御承知のとおりです。こうした国保税については適宜改定するのではなく、市民のこの意見を踏まえながら国民健康保険運営審議会の答申を受けて議会がこの承認をして改定しているわけでございます。

こういったところをしっかりと認識していかねばならないわけでございます。従って、また行政事務事業においては、私は大きな問題点はなかったものと判断いたします。今後も高齢化進展に伴いまして、国民健康保険給付費が増大し続けます。

従って、医療費適正化対策この医療の通知の促進など重複受診をしないようなこういった対応、特定健診、特定保健指導の実施率の向上対策、しっかりとこういった面での、こういったコール・リコールをしてこの重複受診を抑えるなど、そういった対応をしっかりと推し進めて行く、こういったことが今後非常に重要となり、そうした医療費負担の軽減となるためのこの改善策をさらに実行されますようお願い申し上げます。

反対ばかりじゃなく、今私が申し上げたような改善策をしっかりと執行部に示していくことこそが、本当の意味でのこの国保税を引き下げに私はつながってくる、少しでも負担軽減につながってくるのではないかと、このように思っているわけござ

ざいます。

そういった面におきましても、今後とも行政執行において、さらなる改善策を施していただくことをお願いを申し上げまして、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見は、竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 本来なら賛成の後には、反対討論なんですけど、ないようでしたら、私が、今、岡山議員が言われた中身について若干、補足をさせていただいて賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

やはり20年度と比較、合併したときと比較しますと、税収は1億3,400万ふえてるんです。で、三好議員さんが言われるように税を高くすると受益者の皆さんが大変ですよというのは、これはよく理解はできます。私も国保ですから、理解できます。

しかし、保険給付費が今岡山議員が言われたように当時22億5,000万だったのが、26億9,100なんです。実に4億の給付費がふえてるんです。かたや1億3,000万ふえた、片方は4億3,000万ふえた、こういう状態なんです。

従って、受益者負担の公平さからすると、もっともっと本来なら税を上げるべきだと思うのです。しかしながら、それを基金を取り崩しながらやってきた、ところが当時20年度基金が6億あったんです。これなら国保会計しばらくはいいねと、こう言ってたんですが、5年間もたわけですが、現在、2億5,600ですから、実に3億7,000万減ってるんです。そうした財政をやりながら、しかしながら美祢市民のアンケート調査、意識調査の中には、やはり医療・福祉の充実というのが一番高いのです。評価も高い、しかし、あれも高い、要求も高いです。ですが、要求も高い、評価も高いということはいいんだなというふうには思っていますが、私はそうした意味から確かに市民の皆さんに一番関心のある会計でもあります。今後、健全化に向けてさらなる御努力をいただきますことを祈念して賛成の意見といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

なお、議員の皆様にお願ひがありますけれども、これ平成25年度の決算の認定の議題でありますので、やはりこの場でしっかりとした賛成、反対の意見を出されるのが議員の役目だと思いますので、しっかりとした賛成、反対の討論をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

日程第4、議案第19号平成25年度美祢市観光事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませぬか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 意見を述べます。観光会計のこの25年度決算には賛成をいたしますが、25年度の決算の中で出雲の大遷宮があつたので、観光客の減になつたとの報告がありました。26年度、来年ですが26年度1月からNHKの花燃ゆのドラマも放映されます。いかに観光客を呼び寄せるか自力も大事ですが旅行会社の協力も得て、国内の観光客誘致に成功していただきたいことを述べて賛成意見といたします。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員いいですか、はい坪井議員。

○3番（坪井康男君） 本案に賛成の意向を表明した上で、意見を申し述べます。

さきの決算審査特別委員会においても申し上げたところでございませぬが、今年はこの特別会計健全化計画の最終年度に当たります。これまで順調に赤字額が減少し、平成25年度末には2億5,629万9,000円の赤字が残るのみとこのようになっておりました。もう一息というところで完結です。

しかし、天候、その他の要因により観光収入は思つたほど伸びてきておりませぬ。誠に残念ですけれども、美祢市観光振興の枢要な担い手である観光協会の平成25年度の総収入は、6,173万5,000円です。6,000万ちょっとです。このうち市からの補助金が1,000万、その他市から業務受託をしておる委託料の収入が4,000万、合わせて市からの収入が5,000万です。従つて、あと1,000万がその他の収入源ということになって、市からの収入は全体の収入の8割

以上でございます。

美祢市観光協会が、法人化され、まだ1年余りで、よちよち歩きと市長さん先ほどおっしゃいましたけれども、このまま推移しますと、観光協会が美祢市からもらっている1,000万の補助金、これなしで真に自立していけるかどうか、これはいつにかかって観光協会の人的体制、あるいは、そのほかのいろんな体制の整備は絶対に必須だと私は思っております。

そういうことなしに、自立できる時期っていうのは、私は予測するのは至難な技だと思っています。従いまして、当面美祢市観光協会の人的体制を早急に整えることが緊急課題、喫緊の課題と考えますが、このために執行部として全力で支援されるよう期待いたしまして賛成の意見とします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

○18番（岡山 隆君） それでは要望を入れながら、賛成意見とさせていただきます。平成25年度のこの美祢市観光事業特別会計につきましては、経営健全化審査における資金不足比率は39.8%となり、経営健全化のこの基準20%と比較するとまだちょっと倍近く上回っております。

当初は130とか非常に大きな数値であったわけでありまして、何とかここまで来た、平成26年度では経営健全化基準をこの20%を下回るこういった調べができてきたのではないかとこのように思っております。今後、行政総合観光部とタイアップするこの一般社団法人美祢市観光協会や地元のボランティア団体との連携強化が観光客のこの集客を促進させることが非常に重要となってきます。先日27日の美祢ランタンナイトフェスティバルにおいては、青年会議所と行政との連携で2万人の集客があったと言われ、私もしっかりとその一因となって宣伝活動はやってきたつもりではあります。平成25年度この美祢市観光協会事業では目指せ世界ジオパークフォトロゲイニング in MINEを開催もしておりますし、県内外より71チーム216人、そして第16回野火の祭典で4,000人観光客がこの幻想的な光景を楽しんでおられます。

また、観光プロモーション業務委託事業ですけれども、情報発信事業MINEまるごと館総合案内所運營業務美祢おもてなし隊事業等を立ち上げて美祢市観光協会が本当に1年たらずでありますけれども、この私たちが鋭意努力されているという

ことをしっかりと知っていくことも必要ではないかと思えます。

まあ、こういった事業で効果があったところ、また効果が今一步というところもありますけれども、一般社団法人美祢市観光協会や地元ボランティアとの連携強化で観光立市美祢市として努力していることが窺えます。

来年度と平成27年度にはこの美祢市観光事業特別会計の累積欠損金がなくなり、前年度のこのマイナス繰り上げ充用が27年度にはプラスになると考えられます、ところまで見えてきたんではないかと思っております。

当面この10月4日、このすぐ土曜日ですけれども、維新フォトロゲイニング in MINEがこの美祢観光協会主催で行われます。有志ある議員も参加されるわけがあります。美東町の金麗社11時に受け付け開始ということであり、この議員も有志ある方、このコスプレしながらこの奇兵隊の黒い笠、そして草履を履いて、そしてそういったところでこういったフォトロゲイニングをしっかりと盛り上げていく、これが非常にいろんなシナジー効果、相乗効果が出てきて、この観光客の集客——小事が大事なんです。こういったところのもの、そこまで議員がこの思いを込めながら行政ときちんと是々非々でやるところはやりながら協力するところは、こういったところをしっかりとしていくことがこの美祢市の観光事業をしっかりといい方向に私は向けて行くことができるんではないかと、このように思っているわけがございます。

今後とも一般社団法人である美祢観光協会、地元のボランティアやそしてまたこの青年会議所等さらに連携を強化していただくことを執行部行政にお願い申し上げます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 全て賛成討論ばっかしなんです、この観光会計の特別会計は地方財政健全化法に基づけば、みなし公営企業だと思うんです。確か市長、決算委員会の時、ちょっと公営企業的なというのをお話されたというように、ちょっと残ってるんですが、私もみなし公営企業として考えてたわけですが、まあ将来的にはいっそ公営企業会計にされたほうがいいんじゃないかという意見を持ってるんです。それはどういうことかということ、従事する職員の皆さんのコスト意識なんです。特別会計ではなかなかわかりにくいということで、コスト意識を高めるために

は、ぜひそういう方向も検討していただきたいなというように思っています。

それから、観光協会については、坪井議員さんとは若干意見は一緒なんです。というのは、まあ企業会計でやってもアウトソーシングの一つというふうに私は位置づけておるわけですが、観光協会さんの健全化をぜひ早期に図っていただきたいことを祈念申し上げまして賛成の意見といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第20号平成25年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） この環境衛生事業特別会計はもともと秋吉地域のし尿処理施設、いわゆる天然記念物である秋芳洞の上にも位置してるわけですから、そうした自然保護というのが一番大きな意味合いだろうとは思っています。そうは言いながら広谷地区の一般の商店等も全部対象に入っているわけでありますから、私はこれは随分前から言ってるんですが、もう施設が老朽化しており、いわゆる施設をやりにかえていかなくちゃならないだろうと思うのです。非常に効率も悪いというふうに聞いております。

従ってこの会計、また先の観光会計を企業会計にしたらという言い方と一緒になんです。これはぜひ上下水道事業局のほうで統合されて、いわゆる水道ビジョンというのをつくられたと思うんです。その中にもう織り込んでいかれて計画を組んでいただけたらというふうに要望いたしまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第21号平成25年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第22号平成25年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第23号平成25年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この介護保健事業ですが、生活援助のヘルパー制度ですけど、

これは掃除、洗濯、調理などは単なる家事代行ではなく利用者の方にとって生きる意欲にもつながる人間らしく安定をした暮らしを維持する支援です。しかし、平成25年度からヘルパーの利用時間が60分——1時間から45分に短縮をされたのです。介護報酬も単価が引き下げられました。その結果、時間が足りず掃除のし残しがあるとか、調理に時間が少なくなった、また利用者との会談する話し合う時間もなくなった、体調の変化に気付きにくいなど、介護の利用者も提供者側も双方にとって大変な状況になっています。

25年度、このような状態の25年度介護保険特別会計決算に反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。荒山議員。

○14番（荒山光広君） 済みません、それでは介護保険の特別分会計につきまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この介護保険制度は平成12年に始まった制度でありまして、ようやくこの制度になじんできたところでございます。介護の必要な方に必要なサービスを行い、利用者は原則1割を負担するもので、市民にとっては大変必要な制度であり、この美祢市でも適切に運用されてると思っております。

よく要介護度を低くされてるとか、まあ必要な人に必要な介護サービスは行われていないという意見もあるようでございますが、担当課におかれましては、介護認定について介護認定調査員の調査結果と医師の意見書をもとに介護認定審査会で適正に介護制度が決定され、要介護度に応じたサービスが提供されていると思っております。

もし、前述の要介護度あるいは必要な人に必要なサービスが行われていないというふうな具体的なことがあるのであれば、直接高齢福祉課なり、地域包括支援センターに相談されるなど、具体的な方法もあろうかというふうに思っております。

この制度については、国が定めたものでありますので、市議会では制度の議論ではなく、その運営が適切になされ、市民のためになってるのかを議論すべきだと考えております。そうした点から、私はこの決算に対して賛成するものでございます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第24号平成25年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この決算に反対です。後期高齢者医療保険、この制度は2008年の制度導入後、さらに2回わたる料金改定が行われました。少ない年金からの徴収に多くの高齢者の方が怒りと不安の声を上げておられます。今後も75歳以上の高齢者人口の増加でさらに値上げされることになり、年金支給額は減り続ける中、高齢者の暮らしに大きな影響を及ぼすこととなります。

日本共産党は国民の年齢で区切り、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険に強制的に追い込んでいく、そして負担増と差別医療を押し付けるこの制度に反対しています。

従って、この25年度決算にも反対をいたします。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。萬代議員。

○7番（萬代泰生君） それでは賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、お隣の三好議員さんは高齢者を囲い込む制度というふうな表現をされましたけれども、この後期高齢者医療制度は75歳以上の方が医療にかかったときの負担率は原則1割とするもので、ただし、高所得の方は2割、3割負担の方もいますが、国民健康保険の3割負担と比較しますと、負担は軽減されております。

また、県全体で広域連合をつくり運営されていますが、国・自治体・被保険者の負担に加え、社会保険や国保など他の保険制度から莫大の負担金を徴収して実施されています。従って、保険料も美祢市国民健康保険の1人当たり10万4,541円に比較しますと、5万4,024円と約半額になっています。これからしますと、後期高齢者にとっては国民健康保険より負担の少ない非常に助かる制度であると私は認識しております。

私はこの制度が適切に運営されておりますので、この決算に賛成するものであり

ます。

以上。

○議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。本案について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上を持ちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、平成26年第3回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

なお、議員の皆さんは、11時40分より議員全員協議会を開催いたしますのでお集まりいただきますようお願いいたします。

午前11時25分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年9月30日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

厚原喜一

”

高木法生